

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正（案）に対する意見公募要領

令和6年9月11日
中小企業庁
事業環境部取引課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

下請中小企業振興法第3条に基づく「振興基準」は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として経済産業大臣が定めるものです。

昨今の物価高において、我が国の雇用の7割を占める中小企業が実質賃金の引上げを実現するために、価格転嫁による賃上げの原資を確保することが重要となる中、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月内閣官房・公正取引委員会）等の公表を受け、令和6年3月に振興基準の改正を行いました。

その後、公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法における「手形」や「買ったたき」についての運用基準等の見直しを受け、これらの遵守を下請取引の現場において促すため、振興基準の改正を行うこととしました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」改正案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課

(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館8階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年9月11日（水）～令和6年10月10日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省事業環境部取引課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-shitauketorihiki@meti.go.jp

（電子メールの件名を「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正（案）」
に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	